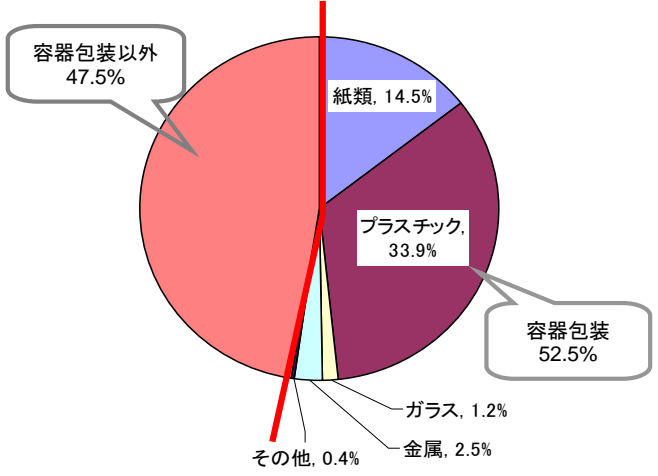


# 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）の概要 【平成9年4月施行】

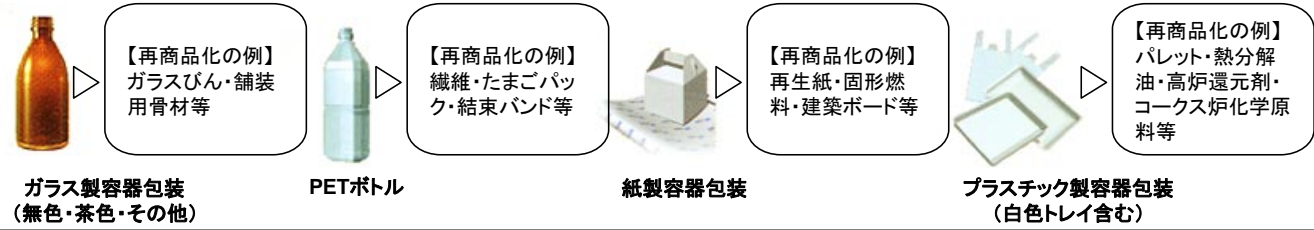
この法律は、家庭から一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、「消費者が分別排出」し、「市町村が分別収集」し、「事業者が再商品化(リサイクル)」するという各々の役割分担を規定するものであり、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図ることを目的としている。

## 《家庭ごみ中の容器包装廃棄物の容積比》 (全国:平成23年度,環境省調べ)

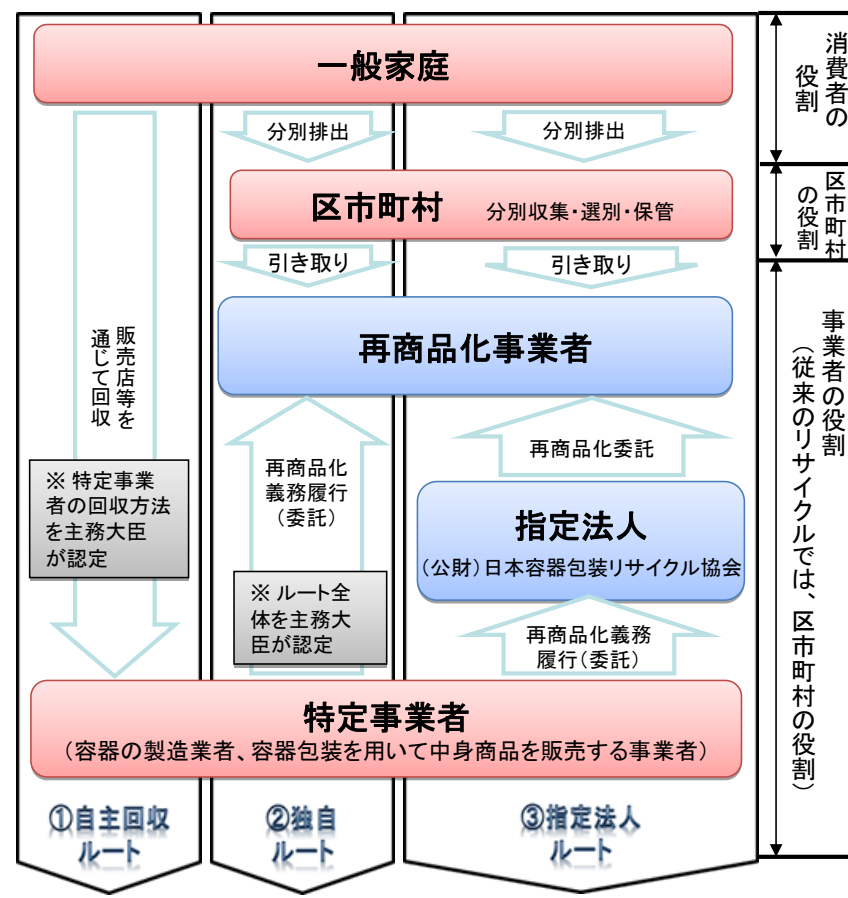


## 《容器包装》

①「鋼製容器包装(スチール缶)」②「アルミ製容器包装(アルミ缶)」③「段ボール製容器包装」④「飲料用紙パック」⑤「ガラス製容器包装(ガラスびん)」⑥「PETボトル」⑦「紙製容器包装」⑧「プラスチック製容器包装」の8種類。このうち、特定事業者が再商品化の義務を負うのは次の4種類



## 《役割分担》



## 【2006年法改正内容】

- 環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱し、推進員は、消費者への指導・助言等を行う。
- 質の高い分別収集により、再商品化費用が当初見込みを下回った場合  
(再商品化見込費用－再商品化実費用) × 1/2  
の金額を区市町村に配分する。
- 年間50トン以上の容器包装を利用する小売業者に対し、排出抑制の取組状況の報告を義務付け、取組が著しく不十分な場合は勧告・公表・命令を行う。
- 再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則

## 《都道府県の役割》

- 区市町村に対する技術的援助(法第6条第2項)
- 国の施策に準じて、容器包装廃棄物の排出抑制及び再商品化等を促進するために必要な措置を講ずること(法第6条第3項)
- 都道府県分別収集促進計画の策定(法第9条)

## 分別収集促進計画

容器包装リサイクル法第9条第1項に基づく法定計画(3年に1回見直す5か年計画)

### ■ 計画内容

- (1) 容器包装廃棄物の排出見込量
- (2) 容器包装廃棄物ごとの分別収集見込量
- (3) 容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集促進に向けた都の取組

⇒ 都内62区市町村が策定した分別収集計画における分別収集見込量等を取りまとめるとともに、都としての分別収集促進のための取組を示した計画